

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、タクシー運転手として勤務していたが、乗客から苦情があった出来事に加え、会社からどのような処分が下るのかと不安になり、気分高揚や焦燥を感じ、〇病院を受診し「躁うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療を受けた。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

仕事上の「苦情が原因」で発症したものであり、業務上の災害であり、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害（躁うつ病）」を平成〇年〇月頃に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

発症前における心理的負荷の評価を行う出来事は認められず、発症前の個体要因として相当なアルコールへの依存が認められるため、本件疾病については業務を主たる原因として発症したものではない。

なお、乗客とのトラブルが発生しているが、精神障害発症後に発生した出来事であり、心理的負荷としての評価の対象とはならない。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

発症前の出来事については、事業場側の対応に落ち度はなく、あくまで請求人の主観の問題であり、出来事に伴う変化等による心理的負荷の強度に関しても評価することは適当ではない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外の心理的負荷は不明であるが、精神障害を発症させるおそれのある程度の個体要因として、相当なアルコールへの依存があったものと推定する。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度について「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害（うつ病）」

を平成〇年〇月頃発症していると認められる。

なお、請求人は、感情を爆発させ、事務所内で飲酒し、出庫妨害を行うなど異常な行動があり、まとまりを欠いた行動がみられたことから、出来事前には、既に精神障害を発症していたと判断した。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

発病前6か月の間に業務による心理的負荷を感じた出来事について、評価するものは認められない。

なお、請求人は、乗客とのトラブルにより精神障害を発症したと主張しているが、精神障害の発病以前に発生した出来事ではないことから、心理的負荷の評価の対象とはならない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価について

業務以外の心理的要因は不明である。

請求人は、習慣的に飲酒をし、アルコール依存傾向があったと認められる。

(5) 結論

以上から、請求人には、発病前に業務による心理的負荷といえるような出来事が認められないことにより、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由により発病したものと認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。